

## 第5章 ビジョンを実現するために

### 1 推進体制

せたな町農業振興ビジョンの実現に向け、「せたな町農業振興会議」を中心に、農業者や農業関係機関・団体、行政がより一層の連携・強化を図るとともに、国・北海道・試験研究機関等の指導を仰ぎながら、農業者の創意工夫や新しい発想などが十分反映されるよう、農業者をはじめ地域関係者の積極的な参加と協調のもと推進することとします。

また、このビジョンが達成できるよう、農業者の取組方針、農業関係機関・団体の対策、そして、行政の政策などの検討や評価などをこの推進体制の中で、協議し取り進めることとします。

#### 【「せたな町農業振興会議」の構成】

せたな町農業委員会
檜山農業改良普及センター檜山北部支所
道南農業共済組合北部支所
狩場利別土地改良区
新函館農業協同組合若松基幹支店
新函館農業協同組合若松基幹支店推薦生産者
北檜山町農業協同組合
北檜山町農業協同組合推薦生産者
せたな町



(せたな町のお酒)

風海鳥(焼酎)	吟子物語
北の白虎	よしこ

2 施策体系、取組主体、取組時期等

(◎：主体（参加含）、○：連携、□：指導、◇：支援、－：該当なし)

大項目	中項目	小項目	具体的な施策や取組例	取組主体						取組時期等
				農業者	J A	他団体(※)	普及C	行政(町)	(※)	
1 心づくり			①各J Aの勉強会、部会活動（J A新はこだて担い手養成講座等）	◎	◇	○	□	◇	農委 N O S A I	
			②各J A青年部活動の活性化、檜山北部での連携	◎	◇	◇	□	◇		25年度より強化
			③普及センター等関係機関・団体による指導、各種勉強会	◎	◎	◎	◎	◎	農委 N O S A I	
			④地域リーダーの育成（青年農業者に対する学習機会の充実等）	◎	◎	○	□	○		
			⑤担い手の育成・確保や後継者等の資質向上の拠点とするため、農業センターの機能（研修機能付与等）や運営の在り方（J Aと一体となった運営等）について検討	○	◎	－	□	◎		
2 人づくり	(1) 交流人口の拡大	ア 魅力ある農村づくり	(6 農村環境づくりで記載)							
		イ グリーン・ツーリズムの拡大								
	(2) 担い手予備軍の拡大	ア 研修生・農業雇用の募集	①J A等のホームページ等を通じた募集	○	◎	－	○	○		
			②ハローワーク掲載等生産者段階における募集取組等	◎	◎	－	□	□		
		イ 研修受け入れ体制の検討	③農業者等における受け入れのあり方や関係機関・団体との役割分担、連携のあり方の検討	◎	◎	○	□	◇	農委	
		ウ せたな町農業センターの活性化に向けた検討	④(1の⑤と同様)	○	◎	－	□	◎		25年度以降、開始
		エ 農村移住等の促進	⑤定年帰農など多様な農外からの参入希望者に対して受入情報の発信など	○	◎	－	□	○		
	(3) 担い手の育成・確保	ア 新規就農者に対する支援	①産業担い手対策の実施、資質向上対策とのセットにするなど見直し	－	○	○	□	◎	農委	
			②新規就農希望者に対する研修受け入れ可能農家リスト作成、農業者等における研修の実施	◎	◎	○	□	○	農委	
			③新規就農後における経営的・技術的な指導や心のケアを含めたフォローの実施のための実施マニュアルの作成	◎	◎	○	○	○	農委 N O S A I 等	

(◎：主体(参加含)、○：連携、□：指導、◇：支援、－：該当なし)

大項目	中項目	小項目	具体的な施策や取組例	取組主体						取組時期等	
				農業者	J A	他団体(※)	普及C	行政(町)	(※)		
2 人づくり (続き)	(3) 担い手の育成・確保(続き)	イ 農業支援システム(農作業受委託組織等)並びに法人経営の育成	①農作業受委託組織(コントラクター、TMRセンター等)や法人経営の育成に対する支援(財政的、技術的)	◎	◎	－	□	◇			
			②酪農ヘルパーの運営に対する支援	○	◎	－	□	◇			
		ウ 地域を担うリーダーの育成・青年農業者の学習機会の充実	②(1の⑤と同様)	○	◎	－	□	○		25年度以降開始	
			エ パートナー対策の実施	①檜山北部3JA青年部主催の交流促進活動の実施	◎	○	○	○	○	農委 N O S A I	25年度以降強化
				②結婚相談所の実施、見直し	○	○	◎	□	◇	農業委員会	
	オ 女性や高齢者の活躍できる環境づくり	①各種研修会の参加、女性ふれあいセンターなどを活用した農産物加工の取組の推進	◎	○	－	□	◇				
	(4) 持続的な農業経営の展開と農業所得の向上	ア 地域を支える経営体の育成	○戸別所得補償制度など国や道の農政の適切な運用を図るなど、農業経営の安定と経営体の体質強化	◎	◎	○	◇	◎			
		イ 負債対策の推進	○負債の償還に支障を来している農業者の経営改善や経営継承の円滑化を図るための償還負担の軽減等	◎	◇	－	□	◇			
		ウ 農作業安全の推進	○農作業事故を防止するための研修会や啓発活動への参加	◎	○	－	□	□			
	3 土・農地づくり	(1) 「土」づくり		①耕畜連携によるたい肥や緑肥等の有機質資材の積極的な施用、その実施のための連携組織の立ち上げ検討	◎	◎	－	□	○		
②土壌診断に基づく適切な施肥				◎	○	－	□	○			
(2) 担い手への農地利用集積の推進		①担い手等への農地の利用集積を推進	◎	◎	◎	□	◇	農業委員会			
(3) ほ場の大区画化等の推進		①ほ場の大区画化、連担化の計画的な推進	◎	○	◎	□	◇	農委 土地改良区			
(4) 基盤整備、土地改良施設等の適正な整備・維持管理の推進			①排水改良や農地の整備、草地更新等土地基盤整備の計画的な推進	◎	○	◎	□	◎	農委 土地改良区		
			②用排水路や水利施設の整備並びにその適正な維持管理	○	○	◎	□	◎	農委 土地改良区		



(◎：主体(参加含)、○：連携、□：指導、◇：支援、－：該当なし)

大項目	中項目	小項目	具体的な施策や取組例	取組主体						取組時期等
				農業者	J A	他団体(※)	普及C	行政(町)	(※)	
4 農・食づくり (続き)	(5) 品目別取組の方向性(畜産)(続き)	イ 中小家畜(豚、羊、鶏等)	①衛生管理の徹底などを通じた消費者に安全な豚肉を供給、地域ブランドとして関係機関・団体が一体となったPR活動を推進(養豚)	◎	○	○	□	◇	その他関係・機関団体	
			②自給飼料や農場残渣等の活用など特色ある経営の推進(放牧養豚や羊、鶏等)	◎	○	○	□	◇	その他関係・機関団体	
		ウ 飼料自給率の向上	①自給飼料の増産や放牧、公共牧場の利用拡大、稲わら等未利用資源や飼料用米の利用拡大など自然循環型畜産の促進	◎	○	○	□	◇	その他関係・機関団体	
			②飼料生産基盤の計画的な整備や飼料作物生産のための機械・施設整備	◎	○	○	□	◇	その他関係・機関団体	
			③農業者の機運を踏まえ、コントラクターやTMRセンターなど飼料生産組織の育成	◎	○	－	□	◇		
		エ 家畜衛生対策	○家畜伝染病の発生予防と蔓延防止のため、自衛防疫組合が中心となった、家畜衛生対策の推進	◎	◎	○	□	◎	N O S A I	
	(5) ヒグマやエゾシカなど鳥獣による農業被害防止対策の推進	○駆除活動への支援や農用地への侵入防止対策について連携して推進	◎	◎	○	□	◎			
5 ブランド・付加価値づくり	(1) 新たなブランド品目の検討	○新たな品目の導入検討について、生産者や農業団体が協調・連携して検討	◎	◎	－	□	◇			
	(2) 高付加価値化・6次産業化の推進	①品質向上、市場における差別化や契約栽培等有利販売等の推進	◎	◎	－	□	－			
		②農商工連携や6次産業化による農産物の加工や規格外品の利活用	◎	◎	－	□	◇			
(3) 地産地消の推進	○現状の取組を踏まえながら、農業者等の主体性や創意工夫による直売など地産地消の取組の拡大	◎	◎	－	□	◇				
6 農村環境づくり	(1) 農場周辺等の環境整備の推進	①農場周辺の整理整頓、掃除、雑草刈り取り、不要な機械、ゴミ等の除去	◎	◇	－	◇	◇			
		②花や樹木の植栽による美化運動	◎	◇	－	◇	◇			
		③農場看板の整備	◎	◇	－	□	◇			
	(2) 農林漁業体験やグリーン・ツーリズムの推進	○都会住民等の農林漁業体験や修学旅行生の受け入れ	◎	○	○	□	○	商工会、観光協会等		
		○ファーム・インや農村レストラン等にチャレンジ	◎	○	○	□	○	商工会、観光協会等		

(◎：主体(参加含)、○：連携、□：指導、◇：支援、－：該当なし)

大項目	中項目	小項目	具体的な施策や取組例	取組主体						取組時期等
				農業者	J A	他団体(※)	普及C	行政(町)	(※)	
6 農村環境 づくり (続き)	(3) 環境と 調和した 農業の推進	ア クリーン農業、有機農業、 自然栽培など環境保全型 農業の推進	①農業者等の機運の高まりに応じた普及・拡大	◎	○	－	□	◇		
			②環境保全型農業の町としての可能性の検討	◎	◎	○	◎	◎		
		イ 自然循環型畜産の推進	①草地の計画的な整備のほか、家畜排せつ物の 適正処理と活用や放牧技術の導入など自給飼料 基盤に立脚し、環境と調和した自然循環型畜産 の推進	◎	○	○	□	◇	N O S A I	
			②家畜の生理に即したストレスの少ない飼養管理 を進め、家畜を快適な環境で飼育	◎	○	□	□	◇	N O S A I	
		ウ 家畜排せつ物の適正管理と 有効活用の促進及びバイオ マス資源の利活用の促進	①家畜ふん尿のたい肥・液肥としての有効活用を 促進するとともに、関係機関が連携した指導助言	◎	□	－	□	□		
			②バイオマス資源や太陽光、水力、風力等の再生 可能エネルギーについて石油代替資源として 生産・利用について研究	◎	○	○	○	○	関係機関・団 体等	
		エ 農業系廃棄物の適正処理の推 進	①農業用廃プラスチックについて、リサイクルを 基本として適正処理を推進、排出量の抑制に 向けて代替資材の普及を推進	◎	□	－	□	－		
			②農薬について適正な使用及び管理を推進	◎	□	－	□	－		
			③たい肥の利用にあたって、特殊肥料の安全性確保や 有機質資材の適正使用を指導するとともに、 適正な施肥を推進	◎	□	－	□	－		
		(4) 農業・農村文化の維持・継承		○伝統芸能の継承、祭典の実施、文化財の保護、 歴史・文化のPR活動等	◎	○	○	□	○	関係機関・団 体等

(注) ここでいう「施策」は、必ずしも町等の施策予算に反映されるものではない  
また、全ての施策を網羅しているものではない

## 第6章 参考資料

### 1 検討体制

#### せたな町農業・農村振興計画（仮称）策定委員会設置要綱

（設置目的）

第1条 せたな町の農業者等が将来に向かって明るい展望を持ち、活力と魅力ある農業・農村の実現に向けた指針として、「せたな町農業・農村振興計画（仮称）」を町内の関係者が協同して策定することとしているが、本計画の策定に当たり、農業者や農業関係機関・団体等の関係者で構成する「せたな町農業・農村振興計画策定委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、「せたな町農業・農村振興計画（仮称）」の策定に係る振興方針等について所掌する。

（構成）

第3条 委員会は、別表の農業関係機関・団体等の職員をもって構成する。ただし、必要に応じ、有識者等の出席を求め、意見を聴取することができる。

（任期）

第3条 委員の任期は、第1回委員会の開催の日「せたな町農業・農村振興計画（仮称）」の策定終了の日までとする。

（役員）

第4条 委員会に委員長1名、副委員長2名を置く。

2 委員長はせたな町長、副委員長は北檜山農業協同組合並びに新函館農業協同組合若松基幹支店をもって充てる。

3 委員長は委員会を代表し、議事その他の会務を総括する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（ワーキングチーム）

第5条 委員会を円滑に運営するため、「せたな町農業・農村振興計画（仮称）検討ワーキングチーム」（以下、ワーキングチーム）を設置する。

2 ワーキングチームの委員は、別表の生産者及び関係機関・団体等の職員等をもって構成する。ただし、必要に応じ、関係者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

3 ワーキングチームの座長は、メンバーから互選する。

（会議の招集）

第6条 委員会及びワーキングチーム会合の招集は委員長が招集する。

（事務局）

第7条 委員会の事務局は、せたな町産業振興課に置く。

（謝金及び旅費等）

第8条 委員に対し、委員会並びにワーキングチーム会合の出席に要する謝金、旅費等の費用は支給しない。

第10条 この要綱のほか、定めのない事項については、委員会で協議して決定する。

附則

この要綱は平成24年5月22日から施行する。

## 別表

## 1 せたな町農業・農村振興計画（仮称）策定委員会

機関・団体名	職名	氏名	備考
せたな町農業委員会	会長	三上 博則	
檜山農業改良普及センター檜山北部支所	支所長	森 久	
道南農業共済組合北部支所	支所長	宮脇 宏司	
狩場利別土地改良区	理事長	酒井 誠一	
J A新函館せたな地区運営委員会	運営委員長	横道 重人	副委員長
J A北檜山	代表理事組合長	大関 秀人	副委員長
せたな町	町長	高橋 貞光	委員長
せたな町瀬棚総合支所	支所長	梅川志美雄	
せたな町大成総合支所	支所長	石田 隆	

## 2 同委員会ワーキングチーム

区分	機関・団体名	職名	氏名	備考
生産部会等 (JA 北檜山)	北檜山町農協水稻部会	部 会 長	森 正勝	
	北檜山町農協蔬菜生産部会	部 会 長	江口 君夫	
	北檜山町農協馬鈴薯部会	部 会 長	宗像 浩幸	
	北檜山町農協酪農部会	部 会 長	遠藤 和博	
	北檜山町農協肉畜部会	部 会 長	東間 友美	
	北檜山町農協青年部	部 長	平澤 勇人	
	北檜山町農協女性部	部 長	大原ノリ子	
生産部会等 (JA 新函館)	せたな地区水稻部会	部 会 長	原田 茂	
	若松蔬菜連絡協議会	会 長	東雲 英治	
	せたな地区酪農部会	部 会 長	石立 治	
	瀬棚町和牛生産改良組合	組 合 長	関 耕二	
	若松肉牛生産組合	組 合 長	加藤 幸男	
	若松基幹支店地区青年部	部 長	馬場 丈宜	
	新函館農協若松支店女性部	部 長	細川 和子	
新函館農協瀬棚支店女性部	部 長	岡崎 昭子		
農業委員会	せたな町農業委員会	事 務 局 長	松本 貢	
普及組織	檜山農業改良普及センター 檜山北部支所	地域第二係長	佐々木武志	
		主 査	浦部みむね	
N O S A I	道南農業共済組合北部支所	業 務 主 幹	高橋 正志	
土地改良区	狩場利別土地改良区	参 事	川崎 鎮洋	
	北檜山町農協	営 農 部 長	森 文弥	
	〃	営農相談課長	佐藤 健二	
	新函館農協若松基幹支店	営農センター長	沖崎 篤	
	〃	営農生産課長	中島 賢哉	
	せたな町瀬棚総合支所	産業建設課長	鎌田 勝幸	
	せたな町大成総合支所	産業建設課長	佐野 英也	
	せたな町産業振興課	産業振興課長	篠塚三喜郎	事務局
		参 事	下堀 亨	
		課 長 補 佐	三浦 孝史	
		課 長 補 佐	渋谷 彰人	
		業 務 係 長	沼口 英樹	
		農 業 振 興 係 長	三浦 剛大	
		畜 産 係 長	小池 秀樹	
		主 任	油谷 好彦	
	主 事 補	中飯 崇斗		

## 2 検討経過

月 日	検討委員会	ワーキング チーム	備考（会議の内等）
24年6月6日 （水）	第1回検討委員会	第1回WT	○会議立ち上げ、進め方、情勢報告等
6月29日 （金）	—	第2回WT	○総論（課題議論） ○各論（担い手対策）
7月中旬	—	—	○アンケート調査実施（回収8月）
7月26日 （木）	—	第3回WT	○町おこし事例紹介 ○計画の柱について
8月24日 （金）	—	第4回WT （拡大WT）	○米と高収益作物講習会
10月5日 （金）	—	第5回WT	○アンケート結果報告 ○計画の基本方向性
12月21日 （金）	第2回検討委員会	第6回WT	○計画素案提示 ○意見照会
25年1月上旬	—	—	○委員・WGメンバーからの ○意見取りまとめ
1月30日 （水）	—	第7回WT	○意見を踏まえ計画案検討
2月4日 ～15日	—	—	○パブリックコメント （ホームページに掲載し、意見募集）
3月4日 （月）	第3回検討委員会	第8回WT	○計画決定
3月	—	—	○産業教育常任委員会報告 ○ホームページ掲載 （冊子印刷配布は25年度）

### 3 アンケート結果

## 「せたな町農業・農村振興計画」の策定に係る 農業経営者に対するアンケート結果（概要）

平成24年9月  
せたな町産業振興課

#### □ 調査目的

- せたな町が抱える農業・農村の振興に関する現状や課題を把握する。
- 農業経営者の思い描く将来像や施策に対する要望などを把握する。
- 農業者に町農業・農村の現状と将来像を一緒に考えていただく。

#### □ 調査方法

- 調査期間：平成24年7月9日～8月30日
- 調査方法：別紙アンケート用紙を全農家に送付し、JA又は役場に届けてもらう方式

#### □ 回答数・回答率

- 回答率 33%（回答数126／送付数384）

#### □ 回答結果の概要

##### I 農業経営の現状（平成24年4月1日現在）

##### 1 営農形態

- 営農形態は、水田専業が32経営体（25%）、次に水田畑作野菜23（18%）、酪農専業18（14%）、水田畑作13（10%）、水田野菜14（11%）、水田畑作13（10%）と、水田を所有している農家が69%と比較的多数。

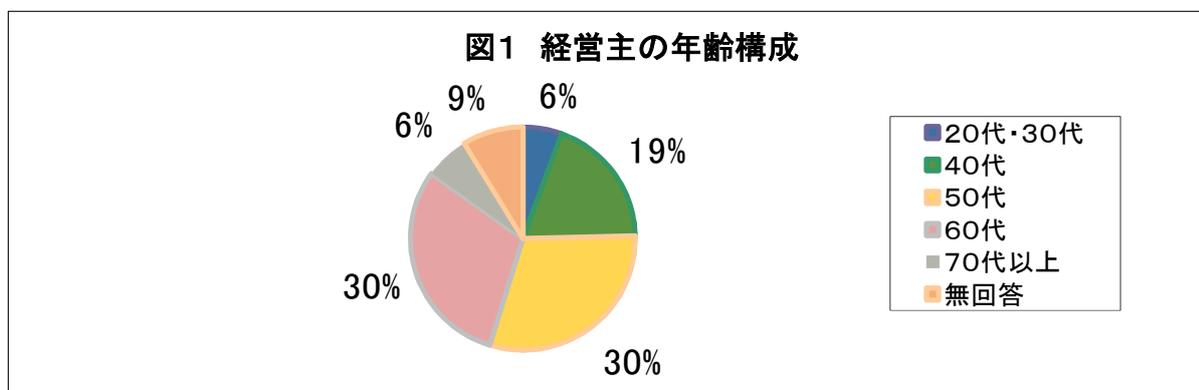
##### 2 経営形態

- 126経営体のうち、個人経営が120経営体、1戸1法人経営が3経営体で、個人・家族経営がほとんど。

##### 3 家族構成

##### (1) 経営主の年齢

- 経営主の年齢構成は、50代と60代がそれぞれ30%で、双方合わせて60%。次いで40代の19%。

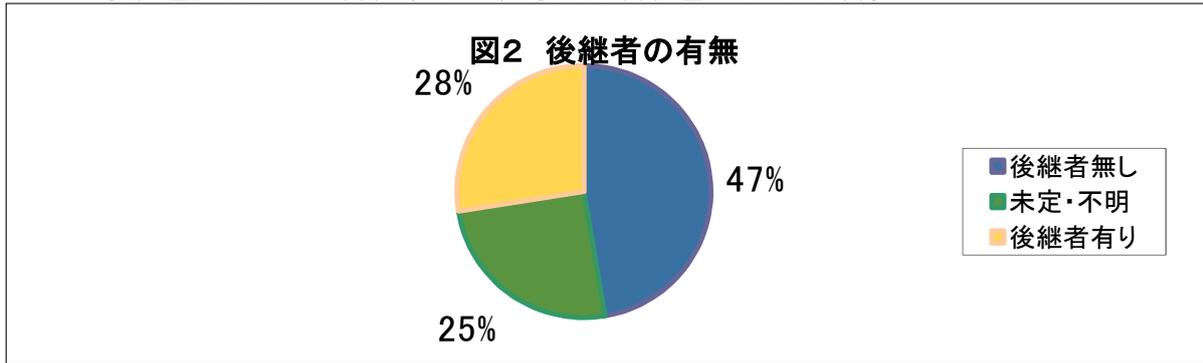


##### (2) 家族人数と農業従事者数

- 家族人数は3.7人。農業従事者数は2.7人。

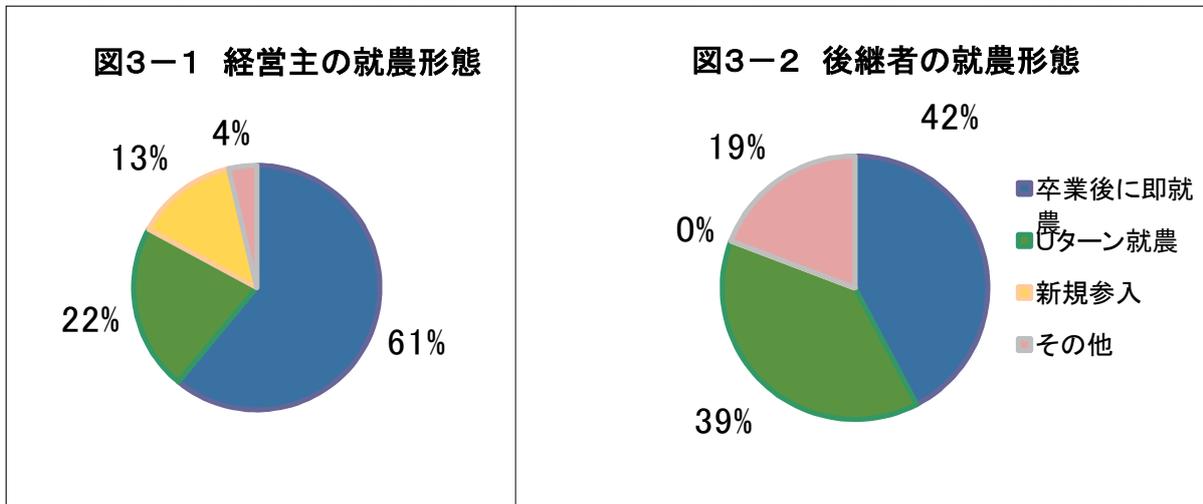
(3) 後継者の有無

- ・ 後継者無しが47%、未定・不明が25%、合わせて72%。



4 経営主及び後継者の就農形態

- ・ 経営主は、卒業後に即就農が61%、Uターン就農が22%、新規参入が13%。
- ・ それに対し、後継者は卒業後に即就農が42%、Uターン就農が39%と親より高い状況。



5 認定農業者制度

- ・ 現在認定農業者で更新を希望が72%。一方、メリット不明とする回答が9%。

6 他産業への就業の状況・意向

- ・ この1年間で、52%の経営主・家族が農業以外の他産業に就業。
- ・ 今後、農業以外の他産業への就業意向は33%。

表1 他産業への就業の状況

区分	回答数	構成比(%)
仕事をしていない	55	43.7%
仕事をした	65	51.6%
うち恒久的業務	27	—
うち自営兼業	6	—
うち出稼ぎ	3	—
うち日雇等	29	—
未回答	6	4.8%

表2 他産業への就業の意向

区分	回答数	構成比(%)
仕事をする意向はない	70	55.6%
仕事をしたい	41	32.5%
うち恒久的業務	12	—
うち自営兼業	7	—
うち出稼ぎ	2	—
うち日雇等	20	—
未回答	15	11.9%

## 7 雇用労働状況

### (1)雇用の有無

- ・ 雇用を取り入れている経営体は56経営体で、全体の44%。

### (2)雇用期間

- ・ 雇用期間は、短期（2週間未満）が40経営体、長期（2週間以上）が21経営体、短期・長期の双方雇用が11経営体。

## 8 ヘルパー

- ・ ヘルパーの平均利用日数は29日で、利用理由として病気・怪我が約半数。

表3 ヘルパーの平均利用日数

区分	平均利用日数	構成比
冠婚葬祭	4.5	15.7%
病気・怪我	15.0	52.3%
余暇・娯楽	5.5	19.2%
その他	3.7	12.9%
計	28.7	100.0%

## 9 農作業の委託の状況

- ・ 耕種（水稻）では除草・防除作業、耕種（畑作・園芸）では収穫作業、畜産では草地更新の委託が多い。

表4 各種農作業の委託作業

(単位：ha、日)

耕種（水稻）			耕種（畑作・園芸）			耕種（畑作・園芸）		
委託作業項目	委託面積	委託日数	委託作業項目	委託面積	委託日数	委託作業項目	委託面積	委託日数
育苗	6.7	15.0	育苗	-	-	牧草収穫等	1.0	1.0
移植	6.0	6.4	移植	9.5	10.0	ふん尿散布	-	-
除草・防除	16.5	2.0	除草・防除	7.1	16.5	化学肥料散布	-	-
収穫	5.3	6.5	収穫	15.3	8.3	草地更新	12.8	?

(注) 各経営種類の回答実戸数

耕種（水稻）：16戸、耕種（畑作・園芸）：9戸、畜産：4戸

## 10 農地の状況

### (1)農地の保有状況

- ・ 耕種の平均農地面積は12.3haで、うち2.6haが借地等。
- ・ 畜産（専業）の平均農地面積は31.5haで、うち9.1haが借地等。

### (2)団地数及び農地の分散状況

- ・ 団地数は、2団地以上の割合が、全体の8割以上を占めている。
- ・ 「農地の分散化が著しい」及び「分散している農地もある」と答えた経営体が64経営体で、全体の57%。

## 11 農産物(米)の生産と出荷状況

- ・ 水稻の平均作付面積は9.5ha。
- ・ 回答した経営体の米の生産量の総計は2,484トンで、そのうちJAに2,238トンを出荷（系統出荷率90%）。

## 12 家畜の飼養状況等について

- ・ 酪農では、平均総飼養頭数45頭で、生乳出荷量187トン。
- ・ 肉用牛では、平均総飼養頭数55頭で、出荷頭数25頭。

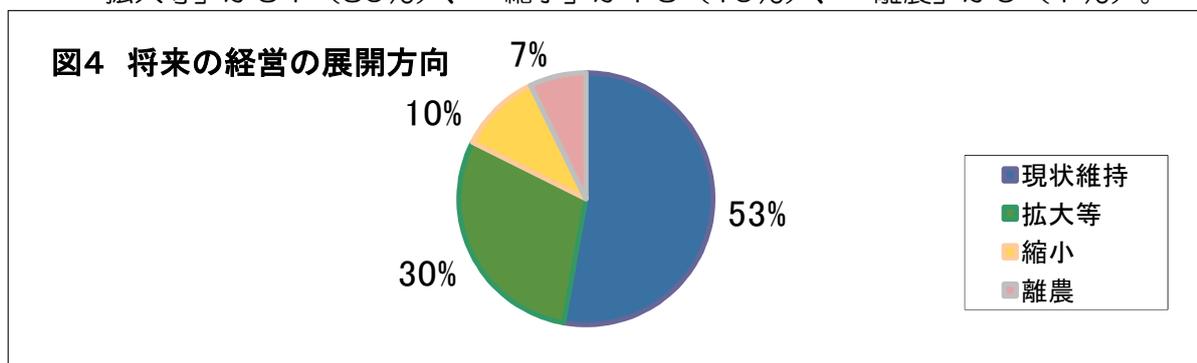
## 13 耕種農家におけるたい肥の施用

- ・ 堆肥を施用している経営体は全体の55%。
- ・ 施用しない理由は、「手間」が48%、「お金がかかる」が25%。

## Ⅱ 農業経営の将来方向

### 1 将来(概ね5年後)の経営の展開方向

- 将来の経営の展開方向は、「現状維持」が66経営体(53%)、「拡大等」が37(30%)、「縮小」が13(10%)、「離農」が9(7%)。



#### 2-1 「拡大」の具体的手法及び拡大に必要なこと

- 拡大の具体的手法は、「農地の拡大」が26経営体と一番多く、その他の手法として、「家畜飼養頭数増」10、「新部門導入」2、「法人化」5、「クリーン農業等」3、「雇用増」6、「飼養方式変更」2、「加工・6次産業化」6。
- 拡大に必要なこととして、「資金の調達」が26経営体、「施設機械(畜舎、水稻関係機械)の導入」が24と多く、「技術習得」が7。

#### 2-2 「縮小」の内容及び理由

- 「縮小」の内容として、「農地減」が4経営体、「部門廃止」が4、「家畜減」が1、「作業委託」が3。
- 縮小理由として、「高齢化」が14経営体で、全体のほとんど。

#### 2-3 「離農」の理由及び離農後の予定

- 「離農」の理由内容として、「高齢化」が8経営体、「後継者不在」が2。
- 離農後の予定として、「当該場所に住む」が9、移転が2。

### Ⅲ せたな町農業の課題と対策

#### 1 せたな町農業の課題

- もっとも回答数が多かったのは、「農業収入の向上」が77回答、次いで「農業機械の不足・老朽化」70、「農業経営費の確保」66、「労働力の確保」55、「農業施設の不足・老朽化」55と続く。

表5 せたな町農業の課題(回答数順)

順位	区分	緊急+中期的の回答数計	順位	区分	緊急+中期的の回答数計
1	農業収入の向上	77	11	営農改善のための技術導入	39
2	農業機械の不足、老朽化	70	11	加工、直売などの6次産業化	39
3	農業経営費の確保	66	13	IT・ITツリツや有機農業などの推進	37
4	家族以外の労働力の確保	55	14	既存負債の償還	36
4	農業施設の不足、老朽化	55	14	農地の確保等規模拡大	36
6	生産性向上のための基盤整備	50	16	作業受委託組織等の充実	34
7	経営展開を図るための資金確保	47	17	グリーンツーリズム等都市との交流	31
8	米や生乳などの品質向上	44	18	法人化や集落営農の推進	30
9	後継者等担い手の確保	42	19	野菜等高収益作物の導入	29
10	農場周辺の環境整備	41	20	その他(※)	1

(※) 少ない所得でも豊かな経営がやれるという魅力の確保

#### 2 労働力確保の課題

- もっとも回答数が多かったのは、「短期の雇用労働力が不足」が31回答、次いで「高齢化により一人あたりの労働力低下」30、「後継者がいない」26などと続く。

表5 労働力確保の課題(回答数順、10回答以上)

区分	回答数
短期の雇用労働力が不足している	31
高齢化により一人あたりの労働力が低下している	30
後継者がいない	26
ゆとりある生活に向けて、家族の労働時間を減らしたい	20
経営規模拡大により労働力が必要	15

#### 3 後継者等担い手の確保の課題と対応

- 後継者等確保の課題として、「子供が他産業に就職」が一番多かった。
- 後継者不在の中で、今後の対応としては、「規模縮小して営農継続」が一番多かった。

表6 後継者等の確保の課題(上位5回答)

区分	回答数
子供が家業に興味を持たず、他産業に就職	22
所得が低いから	21
経営が不安定だから	20
休日が少なく、労働時間が長いから	15
子供がまだ小さいから	14

表7 後継者不在の中で今後の対応方針

区分	回答数
規模を縮小して営農を継続	28
町外の新規参入者を受け入れ	24
子供が家業を継ぐまで待つ	20
親戚や近所の農家で後継者を探	15
その他(頑張る、離農等)	6

#### 4 不足・更新が必要な農業施設・機械

表8 不足している施設・機械(上位3回答)

施設(牛舎、作業所、倉庫等) 11、トラクター4、作業機械4
--------------------------------

表9 老朽化している施設(上位5回答)

区分	回答数
作業所	15
水稻育苗ハウス	12
畜舎	10
倉庫	4
育成舎	3

表10 老朽化している機械(上位5回答)

区分	回答数
コンバイン	26
トラクター	25
乾燥機	12
田植え機	11
牧草作業機	7

5 営農改善のために必要な技術

- もっとも回答数が多かったのは、「直播」が12回答、米の「低タンパク化」が9。
- その他は、次のとおり様々な意見が出された（各回答1～2）。

表11 営農改善のために必要な技術等と回答数(主なもの)

水稻直播12、米の低タンパク化9、回答数2（品質向上、労働力低減、イエスクリーン、収量増、牛の飼養管理）、回答数1（経費節減、情報、稲わら活用、良食味米生産、生乳体細胞数、放牧、ET、新規作物、花の品種、調理加工法、米や麦の製粉）等

6 土地基盤整備

- 土地基盤整備が必要な理由として、「排水が悪い」が一番多く、これを反映して、今後5年以内に必要な基盤整備も「排水改良」が一番多かった。

表12 基盤整備が必要な理由

区分	回答数
排水が悪い	45
区画が狭い	25
草地更新が必要	13
形状が使いにくい	11
土質が悪い	9
地力が低い	8
作業道が狭い	7
土地が急勾配	7

表13 5年以内に必要な基盤整備

区分	回答数
排水改良	52
区画の大規模化	23
客土・障害物除去	22
土壌（草地）更新	21
農道整備	13
区画形状の変更	11
整備の必要性なし	4
均平化	2

7 品質向上のために必要な取組

- 品質向上のために必要な取組として、「米のタンパクの低下など食味の向上」が一番多く、次いで、「冷害対策など収量の安定」が多かった。
- 他は、次のとおり回答数1。

表14 品質向上のために必要な取組

区分	回答数
米（タンパクの低下など食味の向上）	41
米（冷害対策など収量の安定）	24
（回答数1の主な意見）細菌数・体細胞数低下、牛乳ブランド化、乳成分・乳質向上、雑草対策、輪作、畑作物収量、良質な粗飼料確保、牛舎の整備、良質な餌の確保やワクチン接種による豚の出荷短縮月齢短縮	

8 米と生乳に次ぐもう一つ考えられる品目

- 次の表のとおり提案があった（各提案とも回答数は1）。

表15 米・生乳に次ぐもう一つ考えられる品目

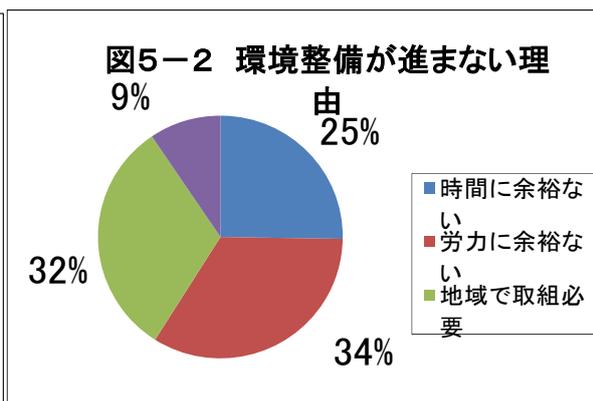
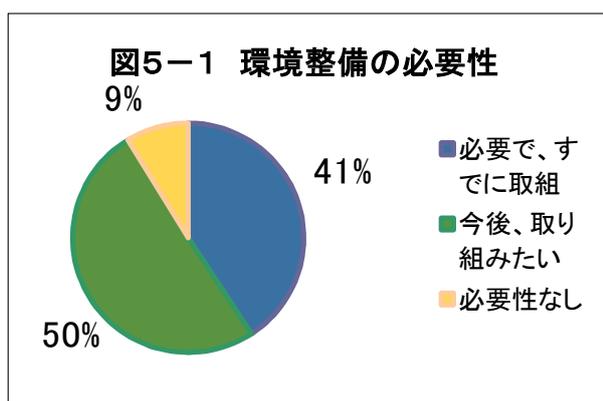
区分<（ ）内は品目に必要なこと>
肉、スナップエンドウ（栽培技術）、馬鈴しょ（面積増）、トマト（販売ルート確立）
花（技術導入、ハウス増設、売れ筋品目確立）
冬出荷野菜（越冬キャベツ、大根、ニンジン、白菜）（作り続けること、共同出荷）
※具体的な品目の提案はないが、その他の提案 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 町内には2農協あるので、協力して町でできることを考えてほしい。</li> <li>• 農業センタの利用・試験、</li> <li>• 販売ルート、価格安定、技術指導者</li> </ul>

### 9 農村周辺の環境整備の取組

- ・ 農場・農場周辺の環境・景観整備については、一部では取り組んでおり、その必要性について感じているものの、時間や労力等に余裕がないため、取り組んでいない状況。

表16 農場・農場周辺の環境や景観に係る取組状況

項目	選択肢	回答率 (%)
ア 農場、農場周辺の植林	植林している	28.6%
	植林していない	71.4%
イ 農場周辺の雑草	雑草を取り除き、綺麗にしている	71.4%
	農場周辺の草刈りが不十分で雑草が繁茂している	28.6%
ウ 農場の景観への配慮	花壇や芝生などにより景観に配慮している	48.4%
	景観にあまり配慮していない	51.6%
エ 不要な農業機械や車両	不要な機械などは表においていない	85.7%
	不要な機械などが置いたままになっている	14.3%
オ 農場の案内看板	案内看板を設置している	19.8%
	案内看板を設置していない	80.2%
カ 不要な施設、廃屋等	不要な施設等は撤去している	77.9%
	不要な施設等は撤去していない	22.1%
キ 施設周辺	道にぬかるみや凹凸がないようにしている	84.7%
	道にぬかるみや凹凸がある	15.3%
ク 老朽化農場内の施設	補修やペイントで景観維持に努めている	65.6%
	補修やペイントはしていない	34.4%



### 10 農村と都市との交流

- ・ 農村と都市との交流については、わずかに取り組まれてはいる（8回答(7%)）が、「時間や労力に余裕がない」（53回答(44%)）や「何をすればよいかわからない」（24回答(20%)）となっている。

表17 都市と農村交流推進に向けた各取組に対する考え (単位:%)

区分	非常に必要	どちらかといえば必要	不要
産地直売所などの「場」の拡大	26%	67%	7%
地域リーダーの育成など「人」づくり	36%	61%	2%
地域ブランドなど魅力ある「食」づくり	49%	48%	2%
せたな町の魅力の再評価、PR活動	44%	51%	4%
宿泊施設、娯楽施設の充実	19%	56%	25%
グリーン・ツーリズム関連施設の整備	17%	67%	16%
農業体験など農業への理解	25%	73%	2%
環境保全、美しい農村景観づくり	36%	59%	5%
教育、医療、介護の場として可能性を創出	33%	60%	7%
歴史的・文化的な景観や施設の保全	22%	66%	12%
その他（体験移住受け入れ、地域住民との交流	100%	0%	0%

11 加工や直売など6次産業化

- 加工や直売については、それぞれ8%、16%と一部で取り組み。
- 今後の意向としては、「取り組む予定のない」回答が多数。
- 「せたな町ふれあい市場」に農業者の出店が少ない理由としては、「忙しい・手間」が55人、「出店する品がない」が61人であった。一部で、「週一ではなく、毎日出品できるようにすべき」との意見もあった。

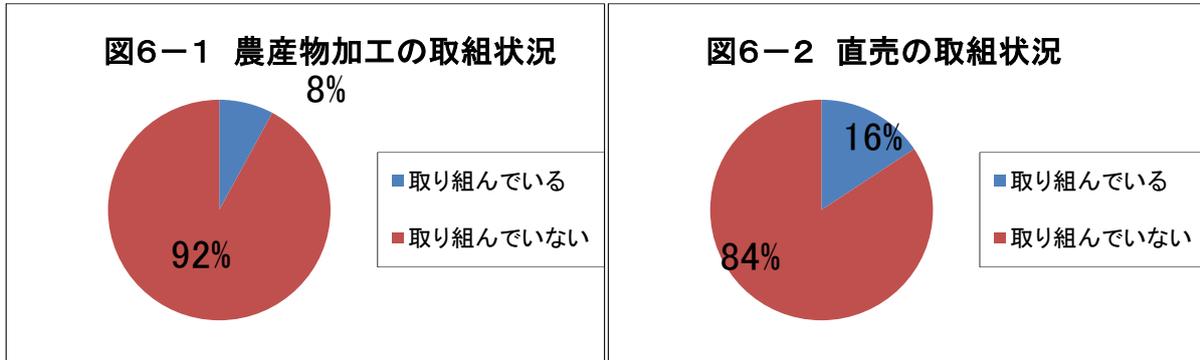
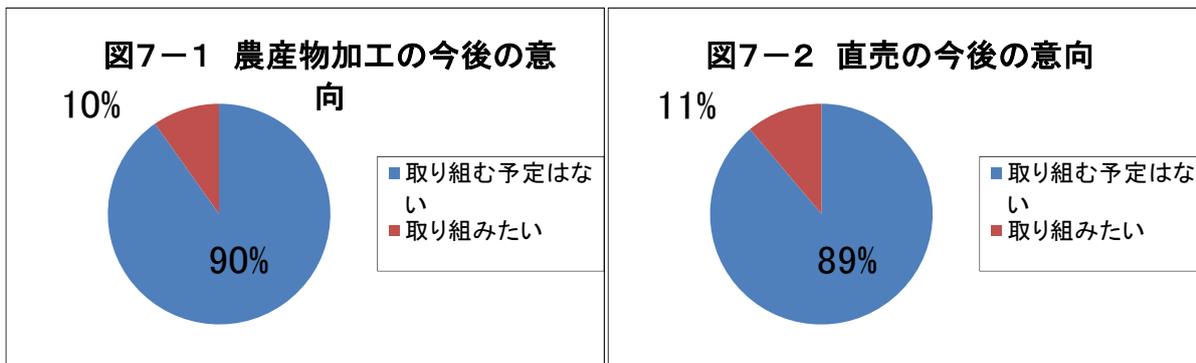


表18 加工・直売の具体的な取組内容

加工：味噌、ジャム、漬物、アイスクリーム、ヨーグルト  
直売：希望者に直売、収穫体験型直売、Aコープのもぎたて市



# 用語解説

## (五十音順)

### =あ=

#### □ 稲発酵飼料（稲WCS（ホールクロップサイレージ））

稲の子実が完熟する前に、子実と茎葉を一体的に収穫・密封し、嫌气的条件のもとで発酵させた貯蔵資料のこと。

#### □ 稲わら焼却

稲刈り後刈った後のわらや籾を田んぼ等で燃やすこと。この行為は、悪臭のもとになるとともに、大気汚染や視界不良の原因にもなり、悪質な場合には関係法令に抵触するのみならず、米主産地としてのイメージを低下させ、消費者との信頼関係を損なうおそれがある。青森県では、条例により焼却を規制している。農業者や地域が主体となって、稲わら焼却禁止の呼びかけなどに取り組むことが必要。

#### □ E P A（経済連携協定）

Economic Partnership Agreement の略称。締約国間で、貿易・投資の自由化・円滑化を促進し、水際及び国内の規制の撤廃や各種経済制度の調和など、幅広い経済関係の強化を目的とする協定。

#### □ F T A（自由貿易協定）

Free Trade Agreement の略称。特定の国・地域間で貿易を自由化する協定でE P Aの主要な内容の一つ。

多国間協定を基本とするW T Oの協定では、関税その他の制限的通商規則を、実質上、すべての貿易で廃止することを条件に協定締結を認めている。

「実質上すべて」については、「特定分野を一括除外せず、かつ貿易額の90%以上の関税を撤廃する」との解釈があるが、明確な国際基準は存在しない。

#### □ オーベルジュ

おいしい料理をゆっくり堪能できる宿泊施設付きのレストラン。フランスが発祥国。

### =か=

#### □ 化学肥料

肥料のうち科学合成されたものをいい、化学合成とは、化学的手段（生活現象に関連して起こる発酵、熟成等の化学変化を含まない。）によって化合物及び元素を構造の新たな物質に変化させることをいう。（「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」）

また、土壌改良資材とは、「植物の栽培に資するための土壌の性質に変化をもたらすことを目的として土地に施されるもの」（「地力増進法」第11条）とされており、地力増進法政令指定土壌改良資材の適用を受けるものとその他のいわゆる土壌改良資材がある。

#### □ 環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業（「環境保全型農業推進の基本的な考え方」（平成6年4月農林水産省環境保全型農業推進本部）。

## □ クリーン農業

たい肥等の有機物の施用などによる土づくりに努め、化学肥料や化学合成農薬の使用を必要最小限にとどめるなど、農業の自然循環機能を維持増進させ、環境との調和に配慮した、安全・安心、品質の高い農産物の生産を進める農業。

なお、化学肥料や化学合成農薬の使用を削減する技術などのクリーン農業技術が、慣行栽培を含む農業生産活動に広く導入され、環境との調和に配慮したクリーン農業が北海道農業におけるスタンダードになることをめざして、その推進を図ることとしている。

## □ グリーン・ツーリズム

緑豊かな農村地域において、その自然や文化、人々との交流を楽しみながら、ゆとりある休暇を過ごす滞在型の余暇活動のことで、農業生産活動や農産物を仲立ちとした人的な交流を主体としたものを指す。

グリーン・ツーリズムを受け入れる農村の対応には、ファームイン、ファーム（農家）レストラン、直売所、観光農園、市民農園などの取組がある。

## □ 結婚相談所

結婚を希望する独身の男性・女性の会員に、結婚前提とした出会いを提供し、出会いの際の日時調整からお引合わせ、交際から結婚に至るまでのフォローなども含めて、サービスを提供する結婚情報サービスの業者、または公共サービスをさす。

せたな町結婚相談所では、昭和46年から農業委員会において、農業青年と女性との交流の場の提供を行っている。

## □ 耕畜連携

米や野菜等を生産している耕種農家へ畜産農家から堆肥を供給したり、逆に転作田等で飼料作物を生産し、畜産農家の家畜の飼料として供給するなど、耕種サイドと畜産サイドの連携を図ること。中でも飼料稲は、転作田を水田として利用でき、かつ稲作用機械で管理できることから、作付面積が全国で急激に拡大し注目されている。

## □ 口蹄疫

牛や豚などの偶蹄類の動物が感染するウイルス性の伝染病の一つ。発症すると、発熱とともに口や蹄の周りに水疱ができる。感染力が強く、日本では法定伝染病に指定されている。人の健康への影響はない。

## □ コントラクター（Contractor）

農作業機械と労働力を有して、農家から農作業を請け負う組織。農業者による営農集団や農業協同組合、民間企業などがある。

=さ=

## □ 自然栽培

太陽の光や雨などの自然の恵みとともに、土が本来持つ力を最大限に生かす究極の自然農法で、化学農薬はもちろん、化学・有機に関わらず養分供給を目的とした肥料を一切使わない。

## □ GAP

農業生産工程管理（GAP：Good Agricultural Practice）とは、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。

これを我が国の多くの農業者や産地が取り入れることにより、結果として食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者や実需者の信頼の確保が期待される。

## □ 指導農業士・農業士

我が国各地域で青年農業者の育成・指導に取り組む農業者が、各都道府県の知事から指導農業士として認定されており、地域農業の振興に関する活動を全国各地で行っている。

具体的には、農業高校や農業大学校の実習生、就農に意欲のある者や新規就農者を指導農業士宅に受け入れての農業経営研修、既に就農して活躍している若い農業者に対しての助言などを行っており、農業・農村の活性化・発展に大きな役割を果たしている。

## □ 人・農地プラン

農業が厳しい状況に直面している中で、持続可能な力強い農業を実現するためには、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要があり、それぞれの集落・地域において徹底的な話し合いを行い、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」となる「人・農地プラン（地域農業マスタープラン）」の作成が奨励されている。

この人・農地プランがベースとなって、青年就農給付金などの支援措置が受けられる。せたな町では、平成24年3月における集落検討会を経て、24年12月に策定した。

## □ 奨励品種決定試験

各都道府県がその都道府県に普及すべき優良な品種として決定した品種を決める試験。奨励品種の登場は、「主要農作物種子法」を根拠としている。この法律は、「主要農作物の優良な種子の生産及び普及を促進するため、種子の生産については場審査その他の措置を行うこと」を目的としたものであり、その第8条で都道府県には、「主要農作物の優良な品種を決定するため必要な試験を行わなければならない」という義務が課せられている。

## □ 食料・農業・農村基本計画

食料・農業・農村基本計画は、食料・農業・農村基本法に基づき、食料・農業・農村に関し、政府が中長期的に取り組むべき方針を定めたものであり、情勢変化等を踏まえ、概ね5年ごとに変更することとされている。

平成21年1月27日から、食料・農業・農村政策審議会及びその下に設けられた企画部会において基本計画の見直しの検討を行い、平成22年3月29日の食料・農業・農村政策審議会で新たな食料・農業・農村基本計画が答申され、平成22年3月30日に閣議決定された。

## □ 飼料用稲

主に牛の飼料となる専用品種の稲で、実だけでなく葉や茎も収穫されて餌になる。刈り取りと同時にロールにして空気を遮断し、中で発酵させる。こうしてできた飼料は「ホールクロップサイレージ」と呼ばれる。稲を食べた牛の乳に農薬を残留させないように、栽培の際は田植時に除草剤を散布する以外は農薬を一切使用しない。稲は飼料用のため転作作物とみなされ、主食用に転用することはできない。

## □ ジャガイモシストセンチュウ

ばれいしょの重要害虫です。球形にふくれた雌成虫の身体（＝シスト）内の卵の状態、土の中で10年以上生存し続ける。ばれいしょの根から分泌された物質に反応して、ふ化した2期幼虫が根に侵入し、内部で養分を吸収して成長し、数回の脱皮を経たメス成虫は根の外で身体を肥大、シストの中の卵は寄主植物のない状態ではふ化せず、毎年前年の70%程度が生きたまま残るため、一度侵入した、ほ場・地域から根絶させることが困難で厄介な害虫です。

## □ 草地更新

草地在経年化して土壌や植生の状態が悪化し、期待した生産量が得られなくなった場合や利用目的にあった優良な草種・品種を導入したい場合には、土壌を反転して、牧草の種子を播種すること。

=た=

□ **地産地消 ※**

（「地域生産地域消費」「地元生産地元消費」などの略）。その地域で作られた農産物・水産物を、その地域で消費すること。また、その考え方や運動。輸送費用を抑え、フードマイレージ削減や、地域の食材・食文化への理解促進（食育）、地域経済活性化、食料自給率のアップなどなどにつながるものと期待されている。

□ **直売**

生産者が卸売業・小売業のような販売業者を通さずに、直接消費者に売ること。

□ **TMRセンター**

TMRの調製・宅配のほか、草地管理や自給飼料の共同調製・貯蔵などを行う組織もある。いわゆる「牛の給食センター」とも言われている。

※ **TMR（完全混合飼料）**

Total Mixed Rationの略称。飼料の栄養価の指標となるもので、飼料中の可消化養分（消化、吸収される養分）の単位当りのエネルギー量から求められる。可消化養分総量は代謝エネルギー（ME）にほぼ匹敵するものとして用いられている。

□ **TPP（環太平洋パートナーシップ協定）**

TPPはTrans-Pacific Partnershipの略称。環太平洋戦略的経済連携協定（Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement（通称P4）を締結するシンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイに、米国、豪州、ペルー、ベトナムを加えた8カ国で、広域経済連携協定を目指して2010年3月から交渉を開始。同年10月の第3回交渉会合からはマレーシアが新規参加し、現在9カ国で交渉中。

TPP協定は、サービス貿易、政府調達、競争、知的財産、人の移動等を含む包括的協定であり、物品貿易については、原則として全品目について即時又は段階的関税撤廃とされている。

□ **出作**

ある地域の住民が別の地域にある田畑を耕作することを指す。

□ **頭首工**

河川などから農業用水を用水路へ引き入れるための施設の総称。

□ **特殊肥料**

魚かすや米ぬかのように、農家の経験と五感により品質の識別できる単純な肥料や、たい肥のように品質が多様で、その価値が主成分の含有量のみ依存しないため、主成分量の多少のみで一時的な評価を行うことが出来ない肥料が指定されています。なお、特殊肥料のうち、たい肥（汚泥を原料とする物を除く）と動物の排せつ物については、肥料銘柄毎の品質のバラツキが大きく、肥料の種類から品質を識別することが困難である。②肥料成分を一定量含有し、かつ、全国的に施用実績がある。③このため、適正な表示が必要である。ことから、定められた項目について、品質表示をしなければならないこととなっている。

=な=

□ **農業用廃プラスチック**

ハウスやトンネル、マルチなどに使われるプラスチック。野菜をはじめとした農作物を生産する上で、保温・雨よけ・雑草防除などの効果があり、生育促進・品質向上・増収に繋がることから広く使われています。

このような栽培に使われ、農業者から排出されたプラスチックフィルムを全般的に農業用廃プラスチックという。

□ **農商工連携**

農山漁村が有する地域の特色ある農林水産物、美しい景観など、長い歴史の中で培ってきた貴重な資源を有効に活用するため、農林漁業者と商工業者がお互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄り、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むこと。

□ **農場HACCP**

安全・安心な畜産物を生産するため、解放環境にある畜産現場に導入したHACCP手法による衛生管理システムのこと。国が示した「畜産農場における飼養衛生管理向上の取組認証基準」に基づいた認証システムを活用し、地域ブランド強化、安全な畜産物の安定供給や衛生管理水準の向上を図っている。

※ **HACCP (ハサップ)**

Hazard Analysis and Critical Control Point の略称。米国のNASA (アメリカ航空宇宙局) で宇宙食の安全性確保のために開発された食品衛生管理システムで、最終製品を抜き取って検査する従来の方法とは違い、原料の受入れから製造・出荷までの各工程において、健康に害を及ぼす可能性をチェックし、対策を立て、特に重要な工程について、集中的な衛生管理を行うことにより、安全性を高める手法のこと。

=は=

□ **バイオマス資源**

生物資源(量)を表す概念で、「再生可能な生物由来の有機性資源で、石油や石炭などの化石資源を除いたもの」を指し、具体的には、稲わらやもみ殻、食品廃棄物、家畜排せつ物、木くずなどで、エネルギーや新素材などとして利用可能なもの。

バイオマスをエネルギーや製品として利用することは、地球温暖化防止や循環型社会の形成、農林漁業の活性化など早急に取り組むべき課題解決に貢献できるものとされている。

□ **ハローワーク**

公共職業安定所の愛称。国民に安定した雇用機会を確保することを目的として、厚生労働省設法第23条に基づき国(厚生労働省)が設置する行政機関である。

=ら=

□ **酪農ヘルパー**

酪農家に代わって、搾乳や飼料給与などの作業に従事する人のこと。酪農家は、朝夕2回の搾乳作業などにより、1年を通じて休みが取りづらい実態にあるが、定期的な休日の確保などにより、ゆとりある経営を実現できる。

□ **輪作**

同一耕地に一定年限をおいて異なる種類の作物を交代に繰り返し栽培すること。地力の低下や病虫害の発生を防ぐ効果がある。

□ **6次産業化**

農業や水産業などの第一次産業が食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態を表す。農業経済学者の今村奈良臣が提唱した造語。また、このような経営の多角化を6次産業化と呼ぶ。

=や=

□ **有機農業（栽培）**

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業のこと。「有機農業の推進に関する法律」（平成18年法律第112号）第2条で定義されている。